

令和7年度

静岡県交通安全実施計画

静岡県交通安全対策会議

この「静岡県交通安全実施計画」は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第1項に基づき策定した「第11次静岡県交通安全計画」(令和3年度から5か年)の方針に従って、令和7年度における陸上交通の安全等に関し、県及び国の指定地方行政機関等が講すべき具体的施策を取りまとめたものです。

令和6年中の静岡県における人身交通事故は、

発生件数	17,441 件	(前年比	-1,221 件	-6.5%)
死 者 数	88 人	(前年比	+18 人	+25.7%)
負傷者数	21,880 人	(前年比	-1,693 人	-7.2%)

と、件数及び負傷者数は前年よりも減少したものの、死者数については大幅に増加しました。死者数の内訳を見ますと、いまだ全死者数の約6割を高齢者が占めているほか、自転車乗車中の児童・生徒がその尊い命を奪われる痛ましい事故も発生しております。

子どもや高齢者など交通弱者の安全確保を図り、県民一人一人に交通安全思想を普及させるためには、「第11次静岡県交通安全計画」の基本理念である「人優先の交通安全思想」を踏まえ、各種対策を推進していくことが重要です。

「第11次静岡県交通安全計画」の目標である「令和7年末までに年間交通事故死者数80人以下、発生件数15,000件以下」の達成に向けて、県及び国の指定地方行政機関が相互に緊密な連携を図り、県民の理解と協力の下、本計画を着実に推進し、交通事故のない「幸福度日本一の静岡県」の実現を目指してまいります。

令和7年3月

静岡県交通安全対策会議

目 次

第1章 道路交通の安全	1
第1節 道路交通環境の整備	1
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(中部地方整備局・私学振興課・こども未来課・道路整備課・道路保全課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課・交通企画課・交通指導課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	2
(中部地方整備局・道路企画課・交通規制課・静岡市・浜松市・中日本高速道路(株))	
3 幹線道路における交通安全対策の推進	3
(中部地方整備局・静岡運輸支局・消防保安課・道路企画課・道路整備課・道路保全課・道路保全課・街路整備課・交通企画課・交通規制課・高速道路交通警察隊・静岡市・浜松市・中日本高速道路(株))	
4 交通安全施設等の整備事業の推進	5
(中部地方整備局・くらし交通安全課・道路企画課・道路整備課・道路保全課・交通企画課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
5 高齢者の移動手段の確保・充実	7
(中部地方整備局・中部運輸局・福祉長寿政策課・建設政策課・地域交通課・交通企画課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
6 歩行空間のユニバーサルデザイン化	7
(中部地方整備局・道路整備課・道路保全課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
7 無電柱化の推進	7
(中部地方整備局・道路保全課・静岡市・浜松市)	
8 効果的な交通規制の推進	8
(交通規制課・高速道路交通警察隊・中日本高速道路(株))	
9 自転車利用環境の総合的整備	8
(中部地方整備局・くらし交通安全課・道路整備課・都市計画課・街路整備課・交通企画課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
10 高速道路交通システムの活用	9
(東海総合通信局・中部地方整備局・静岡運輸支局・交通規制課・中日本高速道路(株))	
11 交通需要マネジメントの推進	10
(中部運輸局・静岡運輸支局・地域交通課)	
12 災害に備えた道路交通環境の整備	11
(中部地方整備局・危機対策課・道路整備課・道路保全課・交通規制課・静岡市・浜松市・中日本高速道路(株)・静岡県道路公社)	

13	総合的な駐車対策の推進	12
	(中部地方整備局・道路企画課・都市計画課・交通指導課・交通規制課・ 静岡市・浜松市・中日本高速道路㈱)	
14	道路交通情報の充実	14
	(東海総合通信局・中部地方整備局・道路保全課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
15	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	15
	(中部地方整備局・こども未来課・道路企画課・道路保全課・公園緑地課・ 社会教育課・交通指導課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
第2節 交通安全思想の普及徹底		17
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	17
	(くらし交通安全課・私学振興課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども未来課・ 障害者政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課・ 社会教育課・交通企画課・運転免許課・静岡刑務所・駿府学園・ 静岡少年鑑別所・静岡保護観察所)	
2	効果的な交通安全教育の推進	24
	(広聴広報課・くらし交通安全課・私学振興課・義務教育課・高校教育課・ 特別支援教育課・健康体育課・交通企画課)	
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	25
	(広聴広報課・くらし交通安全課・私学振興課・義務教育課・高校教育課・ 特別支援教育課・健康体育課・交通企画課・交通指導課・ 交通規制課)	
4	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	31
	(くらし交通安全課・交通企画課)	
5	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	31
	(くらし交通安全課・交通企画課)	
第3節 安全運転の確保		32
1	運転者教育等の充実	32
	(静岡運輸支局・くらし交通安全課・福祉長寿政策課・地域交通課・ 交通企画課・交通指導課・運転免許課)	
2	運転免許手続の改善	35
	(運転免許課)	
3	安全運転管理の推進	36
	(静岡労働局・くらし交通安全課・交通企画課・交通指導課)	
4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	37
	(静岡労働局・静岡運輸支局・くらし交通安全課・交通企画課)	

5	交通労働災害の防止等	39
	(静岡労働局・静岡運輸支局・労働雇用政策課)	
6	道路交通に関する情報の充実	39
	(中部地方整備局・静岡運輸支局・静岡地方気象台・道路保全課・消防保安課)	
第4節 車両の安全性の確保		40
1	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	40
	(静岡運輸支局・くらし交通安全課・交通企画課)	
2	自動運転車の安全対策・活用の推進	40
	(静岡運輸支局・交通企画課・交通規制課)	
3	自動車アセスメント情報の提供等	41
	(静岡運輸支局)	
4	自動車の検査及び点検整備の充実	41
	(静岡運輸支局)	
5	リコール制度の充実・強化	42
	(静岡運輸支局)	
6	自転車の安全性の確保	43
	(関東経済産業局・くらし交通安全課・私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課・交通企画課)	
第5節 道路交通秩序の維持		44
1	交通指導取締りの強化等	44
	(交通企画課・交通指導課・交通機動隊・高速道路交通警察隊)	
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	45
	(交通指導課)	
3	暴走族等対策の推進	45
	(静岡運輸支局・くらし交通安全課・私学振興課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課・社会教育課・交通指導課・運転免許課)	
第6節 救助・救急活動の充実		48
1	救助・救急体制の整備	48
	(地域医療課・消防保安課・健康体育課・交通規制課・県消防長会・中日本高速道路(株))	
2	救急医療体制の整備	50
	(地域医療課)	
3	救急関係機関の協力関係の確保等	50
	(消防保安課・地域医療課・県消防長会)	

第7節 被害者支援の充実と推進	51
1 自動車損害賠償保障制度の充実等	51
(静岡運輸支局)	
2 損害賠償の請求についての援助等	51
(くらし交通安全課)	
3 交通事故被害者支援の充実強化	51
(中部運輸局・静岡運輸支局・交通指導課・運転免許課)	
 第2章 鉄道交通の安全	53
第1節 鉄道交通環境の整備	53
1 鉄道施設等の安全性の向上	53
(中部運輸局・地域交通課)	
2 運転保安設備等の整備	53
(中部運輸局)	
 第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	54
(中部運輸局)	
 第3節 鉄道の安全な運行の確保	54
1 保安監査等の実施	54
(中部運輸局)	
2 運転士の資質の保持	54
(中部運輸局)	
3 安全上のトラブル情報の共有・活用	55
(中部運輸局)	
4 気象情報等の充実	55
(中部運輸局・静岡地方気象台)	
5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	55
(中部運輸局)	
6 運輸安全マネジメント評価の実施	56
(中部運輸局)	
7 計画運休への取組	56
(中部運輸局)	
 第4節 救助・救急活動の充実	56
(中部運輸局・消防保安課・県消防長会)	

第5節 被害者支援の推進	56
(中部運輸局)	
第6節 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	57
(中部運輸局)	
第3章 踏切道における交通の安全	58
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	58
(中部運輸局・道路整備課・道路保全課・街路整備課・静岡市・浜松市)	
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	58
(中部運輸局・交通規制課)	
3 踏切道の統廃合の促進	59
(中部運輸局・道路整備課・街路整備課・静岡市・浜松市)	
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	59
(中部運輸局・中部地方整備局・道路整備課・交通指導課・交通規制課・ 静岡市・浜松市)	
第4章 大規模地震に備えての交通の安全	60
1 臨時情報発表時	60
(中部地方整備局・静岡地方気象台・危機政策課・危機対策課・道路保全課・ 交通規制課・緊急事態対策課・静岡市・浜松市)	
2 地震発生時	60
(中部地方整備局・静岡地方気象台・危機政策課・危機対策課・道路保全課・ 交通規制課・緊急事態対策課・静岡市・浜松市)	
3 平時における措置	61
(危機政策課・危機対策課・交通企画課・交通規制課・緊急事態対策課・ 静岡市・浜松市)	
4 その他の交通安全対策	62
(中部地方整備局・中部運輸局・危機政策課・建築安全推進課・道路整備課・ 静岡市・浜松市)	

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
事業概要/担当機関(課)	
(1) 生活道路における 交通安全対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 生活道路の交通安全対策（生活道路対策）として、警察が行う最高速度30 km/hの区域規制や各種安全対策等の「ゾーン30」の取組を推進するとともに、同区域内で道路管理者が行う物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、区域内の車両走行速度の抑制や通過交通の抑制等を進めることにより、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備に取り組む。</p> <p>イ 具体的な生活道路対策としては、道路標識や路面表示により規制や周知を図るとともに、ビッグデータを活用して危険箇所を抽出し、効果的な物理的デバイスの設置を推進する。</p>
(2) 通学路等における 交通安全の確保 (中部地方整備局) (県:私学振興課) (県:こども未来課) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>通学路等における交通安全対策を推進するため、各市町が策定している「子供の移動経路に関する交通安全プログラム」等に基づき、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携して、市町主体の定期的な合同点検を行なうとともに、対策の検討や実施、対策効果の把握、追加対策の検討等、継続的な取組を進めていく。</p> <p>具体的な対策について、ハード対策として、歩道整備や路肩のカラー舗装、防護柵設置等、ソフト対策としては、通学路における街頭指導や利用者に対する交通安全教育等を推進する。</p> <p>ア 通学路における安全な通行空間を確保するため、信号灯器のLED化、道路標識・標示の高輝度化等の整備を推進する。</p> <p>イ 通学実態に応じた通行禁止規制の規制時間の見直しや廃校に伴う交通規制の廃止など、通学路の利用実態に応じた交通規制となるよう見直しを図る。</p>

(3) 高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通指導課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>高齢者や障害のある人等を含め、全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、歩行空間におけるバリアフリー化を積極的に推進する。</p> <p>ア バリアフリー法に基づく重点整備地区の歩行空間の整備</p> <p>バリアフリー法に基づく重点整備地区（旅客施設など高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい歩行空間の整備を推進する。</p> <p>また、駅、役所、病院等を結ぶ主要な生活関連経路や高齢者、障害のある人等の利用頻度が高い施設周辺等において、利用者のニーズ等を踏まえた整備を推進する。</p> <p>超低床ノンステップバスの運行路線において、乗降に支障のある歩道を影響がないように改善する。</p> <p>イ 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の取締り強化</p> <p>横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、放置自転車等の撤去を行う市町と連携し、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている歩道等における二輪車の違法駐車についても積極的な取締りを推進する。</p>
--	---

2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部地方整備局) (県:道路企画課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路株)	<p>ア 高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。</p> <p>イ 生活道路に比較して事故率が低く安全性の高い高規格道路等への交通の転換を促進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させるため、高規格道路及びアクセス道路の整備等を推進する。</p> <p>ウ 陸・海・空の交通手段が相互に連結する交通ネットワークを構築するため、駅、空港、港湾等の交通拠点を連絡する道路整備を推進する。</p>

3 幹線道路における交通安全対策の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 事故ゼロプラン (事故危険区間重点解消作戦) の推進 (中部地方整備局) (警察:交通規制課)	交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)を推進する。
(2) 事故危険箇所対策 の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	公安委員会と道路管理者が連携の上、幹線道路において事故発生割合が高い区間等を「事故危険箇所」として指定し、道路照明施設の整備、信号灯器のLED化、視線誘導標、路面表示の設置及び交差点のコンパクト化等の事故防止対策を推進する。
(3) 幹線道路における 交通規制 (警察:交通規制課)	幹線道路における、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案し、実勢速度と乖離した速度規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制及び信号機の運用等について地域の交通実態を踏まえた見直しを行う。
(4) 重大事故の再発 防止 (中部地方整備局) (静岡運輸支局) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通企画課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	死亡または重大な交通事故が発生した場合、迅速かつ徹底した現場調査と多角的な事故分析を実施し、道路管理者及び、その他の関係機関・団体等と連携して、同種事故の再発防止に向け、道路交通環境の整備を促進する。
(5) 適切に機能分担さ れた道路網の整備 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路㈱)	ア 一般道路に比較して事故率が低く安全性の高い高規格道路等への交通の転換を促進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させるため、高規格道路及びアクセス道路の整備等を推進する。 イ 道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。 ウ 陸・海・空の交通手段が相互に連結する交通ネットワークを構築するため、駅、空港、港湾等の交通拠点を連絡する道路整備を推進する。

<p>(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 (中部地方整備局) (県:消防保安課) (警察:高速道路交通警察隊) (中日本高速道路(株))</p>	<p>ア 高速自動車国道等における交通事故の発生状況、交通量等の交通実態、道路構造及び気象状況等を総合的に把握し、交通事故抑止のため、交通指導取締り、交通安全広報等を積極的に推進する。</p> <p>イ 死亡事故又は社会的反響の大きい重大事故が発生した際には、道路管理者、交通管理者、交通関係機関・団体との合同による交通事故防止対策検討会等を開催し、道路改良、各種交通安全施設の整備、改良等再発防止対策を推進する。</p> <p>ウ また、警察と道路管理者が連携し、逆走や歩行者、自転車等の立入り事案を防止するために標識や路面標示の整備を推進するとともに、チラシやポスター、マルチインフォメーションボード、ホームページでの動画による啓発活動を推進する。</p> <p>エ 事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備及びヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。</p>
<p>(7) 改築等による交通事故防止対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (県:道路整備課) (県:街路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故防止対策を推進する。</p> <p>ア 既存道路の拡幅等に合わせて歩道や自転車道、自転車通行帯等を設置し、歩行者及び自転車利用者と車両との通行空間の分離を推進する。</p> <p>イ 交差点及びその付近における交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、右左折レーンの設置や交差点のコンパクト化等を推進する。</p> <p>ウ 交通混雑が著しい都心部、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を図る。</p> <p>エ 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。</p>
<p>(8) 交通安全施設等の高度化 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路(株))</p>	<p>ア 交通流・量等の交通状況及び沿道状況の変化、道路利用者のニーズの変化等の交通実態を踏まえ、信号機、道路標識・標示等の交通安全施設等の改良等を推進する。</p> <p>イ 高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようになるとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。</p>

4 交通安全施設等の整備事業の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理 (警察:交通規制課)	大量更新期を迎えている信号機等の交通安全施設について、今後の維持管理・更新等を着実に推進し「持続可能な交通安全施設」を実現するため、警察庁インフラ長寿命化計画(行動計画)及び静岡県公共施設等総合管理計画に即し、中長期的な視点に立った計画的な老朽施設の更新、必要性が低減した信号機等の撤去を推進する。
(2) 歩行者・自転車の交通事故防止対策及び生活道路対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 生活道路対策「ゾーン30」の対象エリアにおいて、車両走行速度の抑制、通過交通の抑制等の面的かつ総合的な事故抑止対策を推進するとともに、警察と道路管理者が検討段階から緊密に連携し、ゾーン30の区域規制と物理的デバイスを適切に組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を推進する。</p> <p>イ バリアフリー法に基づく重点整備地区内の駅、役所、病院等を結ぶ主要な生活関連経路において、音響式信号機、高度化PICSや歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機等の整備を推進する。また、重点整備地区以外においても、高齢者、障害のある人等の利用頻度が高い施設の周辺において、利用者のニーズ等を踏まえた整備を推進する。</p> <p>ウ 歩行者や自転車利用者の関連する交通事故を防止するため、歩行者や自転車利用者、車両の通行空間を分離するよう、自転車道、自転車通行帯の整備や自転車通行位置の明示等、自転車通行環境の整備を推進する。</p> <p>エ 小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園や児童館等に通う児童や幼児、高校、中学校に通う生徒の通行の安全を確保するため、通学路等における信号灯器のLED化や横断歩道の標識・標示の高輝度化を積極的に推進するとともに、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等を推進する。</p>
(3) 幹線道路対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データ等の客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良、注意喚起看板・路面標示等の対策を実施する。

(4) 交通円滑化対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (県:道路整備課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 静岡県道路交通渋滞対策推進協議会での検討、調整等を通じ、バイパス整備や交差点改良などのハード施策と、パーク＆ライド、T D M (Transportation Demand Management : 交通需要マネジメント)などのソフト施策を組み合わせた、効率的かつ効果的な渋滞対策を実施する。</p>
(警察:交通規制課)	<p>イ 交通の円滑を確保するため、信号機の改良等的確な交通安全施設等の整備を推進するとともに、道路利用者に対して効果的に道路交通情報を提供するシステム等の整備に努める。</p>
(5) I T S の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 (警察:交通規制課)	<p>交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの見直しや交通管制システムの充実・改良を図る。 具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御の見直しやプログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、光ビーコンの整備や新交通管理システム (UTMS : Universal Traffic Management Systems) を推進するとともに、道路交通情報の収集・提供環境の拡充等により、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。</p>
(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」、「信号機BOX」、「道の相談室」、「県民のこえ」等を活用して、道路利用者が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映する。</p>
(7) 連絡会議等の活用 (中部地方整備局) (県:暮らし交通安全課) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通企画課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路(株))	<p>県警察本部、国・県・政令市の道路管理者及び学識者で組織する「静岡県道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、事故多発地点及び危険区間の解消、生活道路対策や自転車通行環境整備等の施策の立案、実施、進行管理に関する協議を行う。</p>

5 高齢者の移動手段の確保・充実	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部地方整備局)	高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。
(中部運輸局)	バス路線の維持や、日常生活の移動手段の確保が困難な地域については、多様な輸送資源の活用や共助型交通の導入などを行うことにより、地域交通の最適化を目指す。具体的には、有効な対策の一つとして考えられる公共ライドシェアを県内全域に積極的に展開していくことにより、交通空白の解消を目指す。
(県:福祉長寿政策課)	
(県:建設政策課)	
(県:地域交通課)	
(警察:交通企画課)	
(警察:交通規制課)	
(静岡市)	
(浜松市)	

6 歩行空間のユニバーサルデザイン化	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部地方整備局)	高齢者や障害のある人等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロック、バリアフリー対応型信号機の整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。
(県:道路整備課)	
(県:道路保全課)	
(警察:交通規制課)	
(静岡市)	
(浜松市)	

7 無電柱化の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部地方整備局)	道路の防災機能の向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成などを図るために、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進する。
(県:道路保全課)	
(静岡市)	
(浜松市)	

8 効果的な交通規制の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(警察:交通規制課)	<p>ア 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や信号制御を常に点検・見直しを行い、ソフト・ハード一体となった合理的な交通規制により安全で円滑な交通流の維持を図る。</p> <p>一般道路においては、実勢速度・交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引き上げや指定方向外進行禁止等、交通流を整序化する交通規制を推進するとともに、生活道路においては、ゾーン30、ゾーン30プラスなど速度抑制対策を積極的に推進する。</p> <p>イ 広く交通規制の見直しに対する意見及び点検対象箇所の把握に努めるとともに、各警察署へフィードバックして連携した交通規制の見直しを図る。</p>
(警察:高速道路交通警察隊) (中日本高速道路㈱)	<p>ウ 高速道路等の交通規制については、交通事故の発生状況、交通量の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、運転者等の意見要望等を総合的に勘案して真に交通実態に即したものとなるよう必要な見直しを推進する。</p> <p>また、交通渋滞、交通事故、異常気象、地震等の交通障害発生時においては、その状況に応じ、臨時交通規制を迅速、的確に実施し、二次障害の発生防止に努める。</p>
9 自転車利用環境の総合的整備	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>自動車や歩行者と自転車利用者が共存することができる自転車の通行空間を確保するため、道路状況や自転車の利用状況を勘案して、歩行者、自動車と分離した自転車道及び自転車通行帯の整備や、自転車専用通行帯等の交通規制を推進する。</p> <p>ア 自転車利用者の安全確保</p> <p>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）に基づく「静岡県自転車道等設計仕様書」を参考に、道路状況や自転車の利用実態を踏まえた自転車道、自転車通行帯等の設置による自転車通行環境の整備を推進する。</p>
(中部地方整備局) (県:くらし交通安全課) (静岡市)	<p>イ 放置自転車対策の推進</p> <p>(?) 放置規制等に関する市町条例の制定等を促進する。</p> <p>(!) 各種の自転車駐車場整備手法等について普及啓発を図る。</p> <p>(!) 市町が実施する自転車利用者等への啓発活動を支援する。</p>
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>ウ ソフト施策の推進</p> <p>自転車の通行ルールについて周知を推進する。</p>

(2) 自転車等の駐車対策の推進 (県:くらし交通安全課) (県:都市計画課) (県:街路整備課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 自転車駐車場等整備の推進 自転車の駐車スペースを確保するため、関係各部門の行財政措置により、自転車駐車場等を整備する。</p> <p>イ 自転車駐車場附置義務条例制定の指導 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)に基づく、「標準自転車駐車場附置義務条例について(昭和 56 年通達建設省都再発第 101 号)」による条例の制定について、各市町への周知徹底を図る。</p> <p>ウ 放置自転車規制条例制定の指導 市町の放置自転車規制条例制定等に関し、必要な助言指導を行い、自転車等の整理・撤去等の推進を図る。</p>
--	---

10 高度道路交通システムの活用

事業概要/担当機関(課)	事業内容
(1) 道路交通情報通信システムの整備 (東海総合通信局) (警察:交通規制課)	<p>安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する V I C S (Vehicle Information and Communication System) の整備を推進するとともに、高精度な情報提供の充実を図る。</p> <p>さらに、自動運転時代の次世代 I T S の実現に向けて、V 2 X (Vehicle to everything) 通信の実証・実装を推進する。</p>
(2) 新交通管理システムの整備推進 (警察:交通規制課)	新交通管理システム(UTM S)の中核となる最新の情報通信技術を活用した交通管制システムの整備を推進する。
(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (警察:交通規制課) (中日本高速道路(株))	<p>I T S の高度化により交通の安全を高めるため、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けた整備を推進する。</p> <p>さらに、運転者に対し、信号情報に基づく走行支援情報を提供することで、通過予定の交差点において予測される信号灯火等を把握したゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図ること等を目的とした信号情報活用運転支援システム (T S P S : Traffic Signal Prediction Systems) の整備を検討する。</p>
(4) E T C 2.0 の展開 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (中日本高速道路(株))	E T C の通信技術をベースとしたE T C 2.0 サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。E T C 2.0 対応カーナビ及びE T C 2.0 車載器により、E T C に加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。また、E T C 2.0 から得られる経路情報を活用した新たなサービスとして、渋滞等を迂回する経路を行ったドライバーを優遇する措置や商用車の運行管理支援などを今後展開する。

(5) 道路運送事業にかかる高度情報化の推進 (静岡運輸支局)	サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の低減等を図るため、公共交通機関の利用促進に資するITS技術を活用したバスロケーションシステム・ICカードの導入を推進する。
11 交通需要マネジメントの推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 公共交通機関利用の促進 (中部運輸局) (静岡運輸支局) (県:地域交通課)	<p>高齢者など交通弱者の移動手段としてだけではなく、交通渋滞の緩和や高齢者の事故防止、環境負荷の低減の観点からも、公共交通機関の重要性が高まっている。このため、地域住民の日常生活に不可欠な路線バスの維持を図るとともに、ノンステップバスの導入や鉄道駅のバリアフリー化など、バスや鉄道等の利便性向上を図り、公共交通機関の利用を促進する。</p> <p>ア 広域的・幹線的な路線バスの運行を行うバス事業者の欠損額等について助成する。</p> <p>イ 過疎地域等の路線バスの運行を行うバス事業者の欠損額を補助する市町に対し助成する。</p> <p>ウ 主体的にバスの運行を行う市町の運行費について助成する。</p> <p>エ デマンド型交通や自家用有償運送などの地域の実情に適した運行形態の導入の促進を図る。</p> <p>オ ノンステップバスの導入を行うバス事業者の車両購入費について助成する。</p> <p>カ 鉄道駅へのエレベーター・エスカレーター等の設置を行う鉄道事業者の整備費を補助する市町に対し助成する。</p> <p>キ 公共交通機関利用の促進</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき策定した地域公共交通計画を踏まえ、持続可能な地域公共交通網の再構築を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。</p> <p>また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るために施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。</p> <p>具体的には、バス事業者と関係機関との連携によるバス専用・優先レーン規制の一般車両への周知活動、高校生の利用促進を目的としてすべての新入学生へのリーフレットの配布活動を推進していく。</p> <p>さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図る。</p>

(2) 貨物自動車利用の効率化 (中部運輸局) (静岡運輸支局)	貨物自動車の積載率の向上等により効率的な自動車利用等を推進するため、輸送網の集約・輸配送の共同化等による物流の効率化等の促進を図る。
12 災害に備えた道路交通環境の整備	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 災害に備えた道路の整備 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路(株)) (静岡県道路公社)	<p>ア 地震、豪雨、津波等による災害に備え、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、高規格道路の未整備区間の整備を推進するとともに、道路交通の危険箇所において落石防止や冠水対策等の施設を整備するなど、各種防災対策を推進する。</p> <p>イ 地震発生時の救急・救命活動等を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送路にある橋梁の耐震対策を推進する。</p> <p>また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等になる「道の駅」について、防災拠点としての活用を図る。</p>
(2) 災害に強い交通安全施設等の整備 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路(株)) (静岡県道路公社)	地震、豪雨・豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通流監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。
(3) 災害発時における交通規制 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路(株)) (静岡県道路公社)	<p>地震、豪雨、津波、豪雪等による災害発生時に、道路の通行が危険であると認められる場合は、道路利用者等の安全を確保するため、関係機関と密接な連携の下に迅速かつ適切な交通規制を実施する。</p> <p>また、交通混乱を防止し、応急対策のための緊急輸送路の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供を行うため、各種メディア等を活用して道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。</p> <p>「静岡県道路通行規制情報管理提供システム」等により、中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、県道路公社が連携して県内道路の規制情報等をインターネット及び携帯電話を活用し情報発信していく。</p>

(4) 災害発生時における情報提供の充実 (中部地方整備局) (県:危機対策課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路㈱) (静岡県道路公社)	災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通流監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。 また、民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に交通情報を探求するための環境の整備を推進する。
--	--

13 総合的な駐車対策の推進

事業概要/担当機関(課)	事業内容
(1) きめ細かな駐車規制の推進 (警察:交通規制課)	交通実態の変化等に即した駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化の時間的視点と道路の区間ごとの交通環境や道路の構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行う。
(2) 違法駐車対策の推進 (警察:交通指導課)	<p>ア 違法駐車に対する積極的な指導取締りの推進</p> <p>悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点指向し、住民の要望や 110 番通報内容を検証するなど、地域実態に即した取締りを推進する。</p> <p>イ 使用者及び運転者の責任追及の徹底</p> <p>常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底するとともに、使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図るなど、使用者に対する責任の追及を徹底する。</p>

<p>(3) 駐車場等の整備 (中部地方整備局) (県:都市計画課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 都市の中心部では、駐車場不足による駐車待ち車両やうろつき交通が多く、これらが引き起こす交通混雑、交通事故、商業活動への支障等が都市活動に多大な影響を与えている。</p> <p>このようなことから、駐車空間確保等の駐車場対策が急務となっている都市については、総合的・計画的な施策を進め、駐車場整備を促進する。</p> <p>【駐車場整備状況 (R6. 3. 31 現在)】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 駐車場整備地区決定都市(駐車場法第3条、都市計画法第8条) <ul style="list-style-type: none"> 静岡市 530.0ha 浜松市 145.0ha • 駐車場附置義務条例制定都市(駐車場法第20条) <ul style="list-style-type: none"> 静岡市、浜松市、沼津市、掛川市 • 都市計画駐車場(都市計画法第11条) <ul style="list-style-type: none"> 11か所 3,476台（うち 10か所2,378台供用中） • 届出駐車場 <ul style="list-style-type: none"> (駐車場法第12条、都市計画駐車場・附置義務駐車場重複は除く) 252か所 45,266台 • 附置義務駐車場(駐車場法第20条) <ul style="list-style-type: none"> 735か所 45,680台
<p>(中部地方整備局) (県:道路企画課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路(株))</p>	<p>イ 高速道路の休憩施設における駐車マス不足に対応するため、駐車マスの拡充や駐車場予約システムを導入する。</p> <p>また、一般道路においては、「道の駅」等の休憩施設における駐車場の活用を推進する。</p>
<p>(4) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 (中部地方整備局) (警察:交通指導課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 違法駐車締め出し気運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関して、広報・啓発活動を行うとともに、道路管理者、交通関係機関・団体、地域住民等と協働して違法駐車締め出し気運の醸成と高揚を図る。 <p>イ 資料の提供・講習時等における広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> 各種講習会や広報媒体を通じ、県民に対して、違法駐車の危険性・迷惑性、違法駐車に起因する交通事故実態、交通渋滞状況等を広報・啓発し、違法駐車の締め出しを図る。 </p> </p>
<p>(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (警察:交通指導課) (警察:交通規制課)</p>	<p>貨物集配中の車両や自動二輪車及び原動機付自転車など、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に応じたきめ細かな駐車規制の見直しを推進するとともに、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ソフト・ハード一体となった総合的な駐車対策を推進する。</p>

14 道路交通情報の充実	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 情報収集・提供体制の充実 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課)	道路利用者に対し、必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。また、新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通流監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の活用による情報収集・提供体制の充実を図る。
(2) I T S を活用した道路交通情報の高度化 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (警察:交通規制課)	安全で円滑な道路交通を確保するため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C S の整備・拡充を推進するとともに、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン等のインフラの整備を推進する。 また、高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするU T M S の構想に基づき、システムの充実を図る。
(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課)	予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報の提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和35年法律第105号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。
(4) 分かりやすい道路交通環境の確保 (中部地方整備局) (警察:交通規制課)	ア 時間別・車種別等の交通規制の実効を図るために視認性・耐久性に優れた大型標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。 また主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。
(県:道路保全課) (静岡市) (浜松市)	イ 統一性、連続性を確保した案内標識の設置を推進するとともに、英語表記の統一や多言語化の実施等により、国際化への対応に努める。
(警察:交通規制課)	ウ 時間別・車種別等の交通規制の実効を図るために視認性・耐久性に優れた高輝度標識の整備を推進する。

15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 道路の使用及び占用の適正化等 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 道路の占用の抑制 道路の占用については、公共性を有するものその他やむを得ないものを除き極力これを抑制する。 また、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路使用等についての照会、相談等の業務に適切に対応する。</p> <p>イ 不法占用物件の排除等 道路本来の機能を害し、かつ歩行者、自転車等の安全通行、その他一般交通の安全と円滑を阻害している不法占用物件については、パトロール等を強化して指導取締りを行うほか、交通安全運動等機会あるごとに関係機関・団体と協力した集中取締りを行い、歩行者、自転車が安心して通行できる交通環境の確保に努める。</p> <p>ウ 道路の掘り返し工事の規制等 道路の掘削を伴う工事については、掘り返し工事による事故の防止と交通の安全と円滑を確保するため、関係機関と緊密な連絡を保ちながら、施工業者に対し工事期間を短縮させる等の指導監督を徹底する。</p> <p>エ 道路使用許可行為に対する現地調査 国道、県道等の幹線道路における道路工事、作業等の道路使用許可行為については、現地調査を実施し、適正な道路使用に努める。</p>
(2) 休憩施設等の整備の推進 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (静岡市) (浜松市)	長時間の連續運転による疲労を伴う事故防止を図るため、幹線道路上の適切な位置に「道の駅」等の休憩施設の整備を推進する。
(3) 子どもの遊び場等の確保 (県:公園緑地課)	<p>ア 公園等の整備 子どもたちが安全で快適に遊ぶことができる、緑豊かな優れた都市環境を形成するため、都市公園等の整備を推進する。</p>
(県:こども未来課)	<p>イ 児童館、児童遊園等の整備 地域において、児童の安全な遊び場の確保と交通事故等の危険から守るために、児童やその保護者が安心して遊ぶことができる児童館(児童センター)及び児童遊園等の整備について市町に対して助言・支援する。</p>
(教育:社会教育課)	<p>ウ 放課後子供教室の推進 平日の放課後、休日及び長期休業中に、子どもたちを交通事故等の危険から守るために、放課後の子供の安全・安心な居場所となる放課後子供教室の実施を推進する。</p>

<p>(4) 道路法等に基づく 通行の禁止又は制限 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通指導課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 特殊車両の通行許可等</p> <p>道路の構造を保全し交通の危険を防止するため、車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づき、同令第3条に規定する一般的制限値を超える車両(以下「特殊車両」という。)の通行許可を実施している。</p> <p>また、道路交通法に基づき制限外積載(けん引)となる場合には、通行経路の安全や積載方法を確認して許可を実施している。</p> <p>申請者の便宜を図るため、一元的処理制度により通行許可を実施しているが、その運用に当たっては厳正を期するとともに、令和4年4月1日に施行された特殊車両通行確認制度の普及も視野に入れ、道路情報の便覧収録等デジタル化を推進し、迅速かつ的確な処理を推進する。</p> <p>イ 特殊車両の指導取締り</p> <p>道路を通行する車両の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が一般的制限値を超え、通行許可を取得していない車両に対し、現地指導取締りを実施する。</p> <p>また、ETC2.0を活用した経路確認や特殊車両の自動取締り装置の整備推進策について検討を行う。</p> <p>ウ 異常気象時における通行規制</p> <p>豪雨、地震等の異常気象時において、道路の通行が危険であると認められる場合は、「異常気象時における道路通行規制要綱」等の定めるところにより、関係機関と密接な連携のもとに有効かつ適切な通行規制を実施し、安全で円滑な交通を確保する。</p>
---	--

第2節 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進 (県:私学振興課) (県:こども未来課) (教育:義務教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	<p>ア 幼稚園、保育所、認定こども園、児童館等における交通安全教育 必要に応じ、幼稚園、保育所、認定こども園等に対し、年間指導計画に交通安全教育を組み込み、これに基づいて具体的な指導の徹底を図るよう助言する。</p> <p>また、保護者に交通安全に関する指導を実施し、チャイルドシートの着用の必要性と着用効果に関する正しい知識を深めることなど、家庭における交通安全教育を推進するよう助言する。</p> <p>なお、児童館や放課後児童クラブに対し、地域の実態に応じた交通安全教育に努めるよう助言する。</p>
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>イ 幼児交通安全指導者研修会の開催 保護者、幼稚園教諭、保育士及び交通安全ボランティア等を対象に、交通安全講話や幼児のための交通指導方法、チャイルドシートの着用方法を学ぶ「幼児交通安全指導者研修会」を開催し、交通安全意識の高揚と幼児に対する指導力の向上を図る。</p> <p>ウ 幼稚園、保育所、認定こども園等と連携した交通安全教育 幼稚園、保育所、認定こども園等と連携し、園児及び保護者を対象として、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。</p>
(2) 小学生に対する交通安全教育の推進 (3) 中学生に対する交通安全教育の推進 (4) 高校生に対する交通安全教育の推進 (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	<p>ア 学校における交通安全教育 小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の交通安全教育の目的は、児童生徒に、「自他の生命の尊重」と、「他者への思いやり」という基本的理念を定着させ、心身の発達段階や地域の実情に応じて、身近な交通環境における様々な危険に自ら気付いて、的確な判断の下に安全に行動できる能力・態度を養い、将来においても、健全な社会人として行動できるような人間を育成することにある。</p> <p>そのため、学校における交通安全教育を、教育活動全体を通じて計画的・組織的に取り組むとともに、家庭・地域や関係機関・団体等との連携・協力を図りながら効果的に推進する。</p> <p>(イ) 指導体制の確立 学校において、交通安全指導推進委員会、児童会・生徒会の交通安全委員会、PTA交通安全対策委員会等を設置し、学校・家庭・地域をあげて組織的活動をするための体制が確立できるよう指導・要請していく。</p>

(県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	<p>(イ) 高校生による交通安全に関する協議会の開催</p> <p>高校生が主体となり、各地域において各校の情報交換や交通安全についての協議をし、登下校時等の交通安全啓発運動を実施するなどして、各校における交通事故防止のための取組を充実させるとともに、「自分の命は自分で守る」という意識の向上と交通安全教育に生徒の意見を反映させる。</p> <p>(ウ) 計画的指導の徹底</p> <p>学校において、児童生徒や学校・家庭・地域の交通に関する実態、事故の特徴等を踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた自校の「学校安全計画」を作成し、これに基づいて交通安全に関する諸活動を計画的に取り組むよう指導・要請していく。</p> <p>a 安全教育の推進等</p> <p>学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の特別活動、体育・保健、社会・公民等の教科、特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間等において、安全教育の推進が図られるよう指導・要請していく。</p> <p>b 年4回の交通安全運動に合わせた運動の実施</p> <p>児童生徒の交通安全意識、モラルの高揚と交通規則遵守の習慣化を図り、交通事故ゼロを目指した「交通事故ゼロ達成運動」を県・県警及び関係機関・団体等と連携して年4回、春・夏・秋・年末の交通安全運動に合わせて実施する。</p>
(警察:交通企画課)	<p>c 交通安全教室の開催</p> <p>学校や関係機関・団体と連携のもと、児童生徒に対し、発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。</p> <p>また、小学4年生を対象として、自転車免許制度を通じて、自転車利用にかかる交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を図る。</p>
(県:くらし交通安全課) (教育:健康体育課)	<p>d 「交通安全リーダーと語る会」の開催</p> <p>小学校高学年児童（主として6年生）を交通安全リーダーに指名し、下級生の模範となるよう指導育成を図るとともに、学校と保護者、地域関係者が一体となって交通事故防止活動を効果的に推進するために「交通安全リーダーと語る会」を開催する。</p>
(県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	<p>e 自転車の安全走行指導の強化</p> <p>小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の重点指導項目とし「自転車の安全な利用の仕方」、「走行時等の交通規則の遵守」等の指導を関係機関と連携し徹底を図る。特に、交差点における一時停止・安全確認等について指導・要請をしていく。</p>

(県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	<p>f 高校生の安全な自転車利用に関する学校警察連携制度の活用 高校生の自転車事故防止対策の一環として、学校警察連携制度を積極的に活用し、自転車安全指導カードによる指導結果を各高等学校等の交通安全教育に反映させ、効果的な交通安全教育を推進する。</p> <p>g 高校生自転車事故防止対策会議の推進 県、教育委員会、警察による「高校生自転車事故防止対策会議」を開催し、関係各所属が連携することにより、高校生に対する参加・体験・実践型の交通安全教育、街頭広報活動及び交通安全情報の発信等の交通事故防止対策を推進し、高校生の自転車事故防止やヘルメット着用促進を図る。</p> <p>h 自転車マナー向上対策の推進 5月、10月及び1月に自転車マナー向上キャンペーン「指導強化の日」を設け、高等学校等の通学路において一斉街頭指導を実施する。</p>
(教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	<p>i 自転車安全運転体験講習の実施 自転車事故発生比率の高い高校生を中心に、交通事故の特徴や自転車安全利用五則を活用した座学のほか、自転車による走行危険体験と自動車同乗による危険の確認など、参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催して、高校生の交通安全意識高揚を図る。</p>
(県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	<p>(t) 交通安全資料等を活用した教育の推進</p> <p>a 「中学生・高校生の自転車マナー向上のための副読本」の活用 県内の中高生を対象として、自転車の交通ルールとマナーに関する副読本を活用し、全校集会、学年集会又はホームルーム活動などにおいて交通安全指導を実施・要請する。</p> <p>b 小学校低学年向けリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」の活用 国で作成している小学1年生対象の学校安全用リーフレットを活用し、交通安全教室、全校集会及び学年集会などにおいて交通安全指導を実施・要請する。</p>
(教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	<p>(t) 指導者の資質の向上 交通安全担当教員を対象に、「交通安全教育指導者研修会」を開催し、交通安全指導内容・方法・実技等を研修し、指導力の向上を図る。</p>

(教育:高校教育課) (教育:健康体育課)	<p>(カ) 高校生の運転免許に係る指導の徹底</p> <p>a 二輪車の利用について 保護者からの強い要請もあり、自他の生命の尊重及び非行防止の立場から「取らない」「買わない」「乗らない」の三ない運動を原則的に支持しているが、通学・勤労等で必要な生徒には、保護者からの届出と校長の許可により運転免許取得を許可し、二輪車を利用させている。</p> <p>b 運転免許取得許可について 就職等に関連して免許取得を許可する場合は、学校ごとの許可条件に従い、事故防止の指導の徹底を図る。</p>
(教育:高校教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	<p>c 高校生に対する二輪車グッドマナー講習会 定時制及び全日制の二輪車通学者を対象に、専門家による運転技術指導を受けさせることにより、知識・技能・マナーの向上を図る。</p>
(県:こども未来課)	<p>イ 子ども会、地域組織(母親クラブ等)など、地域における児童健全育成組織による交通安全活動 子ども会に対し、県子ども会連合会における安全指導委員会を通じ、各市町子ども会連合会や単位子ども会における交通安全指導活動の普及を推進するよう助言する。 地域組織(母親クラブ等)に対し、県地域活動連絡協議会を通じ、単位クラブによる通学路の危険箇所の点検、小学校新入生、お年寄り等へ交通安全マスコット人形の配布、交通安全パレード等への協力を行うよう助言する。</p>
(県:こども未来課)	<p>ウ 少年団体における交通安全教育</p> <p>(ア) 子ども会 各市町子ども会連合会に対し、県子ども会連合会を通じ、各地域で行われる交通安全行事に協力し、交通安全ポスター大会、交通安全パレード等へ協力するよう助言する。</p>
(教育:社会教育課)	<p>(イ) ボーイスカウト・ガールスカウト 活動プログラムに交通安全啓発活動を積極的に取り入れ、交通安全に対する各自の意識の高揚と地域に貢献できる人づくりに努める。</p>
(県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	<p>エ 学校における交通安全対策 各学校は、児童生徒等の安全の確保を図るために学校安全計画を策定し、適切な安全対策・安全指導を行う。 実施に際しては、関係機関に対し資料の提供を受けるなどの指導、助言、援助を求めていく。</p> <p>(ア) 送迎バスの安全装置装備確認 対象の送迎バスを運行する私立学校へ安全装置装着の確認を行う。 特に、新規購入や車両変更した私立学校へは確認を徹底する。</p>

(県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	(イ) 危機管理マニュアルの記載 対象の私立学校が作成する危機管理マニュアルに安全教育や交通事故が発生した際の対応、事後の対応等、関係する事項の記載があるか確認を行う。
(県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:健康体育課)	オ 「生命（いのち）のメッセージ展」の開催 交通死亡事故等により、犠牲となった方の等身大のパネルに、遺品の靴、遺族からのメッセージ等を添えて展示する「生命のメッセージ展」を、高等学校で開催する。
(5) 成人に対する交通安全教育の推進 (警察:運転免許課)	ア 運転免許取得時の教育 運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	イ 運転者に対する交通安全教育の推進 (ア) 交通安全意識の向上 地域・職場等において、歩行者及び自転車の保護、交差点における一時停止、安全確認の徹底等、安全運転の重要性を具体的に教える講習会を開催するとともに、携帯電話使用等や著しい速度超過、飲酒運転など死亡事故に直結する悪質・危険な運転等の防止を盛り込んだ実践的な交通安全教育を推進する。 (イ) 歩行者事故防止対策の推進 夕暮れ時 ^{じき} から夜間における歩行者の交通事故を防止するため、「自発光式等の反射材用品」の活用や「早めのライトオン」及び「ハイビームの効果的な活用」を呼び掛ける「ピカッと作戦！」を推進する。 (ウ) 飲酒運転根絶気運の醸成 関係機関・団体と連携して飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故の実態・悲惨さの周知を図るための広報啓発活動を推進する。 (エ) シートベルト・チャイルドシート着用の推進 全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用を図るため、関係機関・団体と連携し、シートベルトの着用効果や後部座席乗員が非着用の場合の危険性、チャイルドシートの使用効果・正しい使用方法に関する広報啓発活動を推進し、被害軽減対策の充実を図る。

(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	(イ) チャイルドシートの正しい使用に関する指導者の養成 保護者、幼稚園教諭、保育士及び交通安全ボランティア等を対象に、交通安全講話や幼児のための交通指導方法、チャイルドシートの着用方法を学ぶ「幼児交通安全指導者研修会」等を通じて、子どもを守るチャイルドシートの正しい装着、使用方法を普及・徹底させるための指導者を養成する。
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	ウ 地域における交通安全教育の推進 交通安全意識の高揚を図るため、交通関係機関・団体と連携し、地域の交通実態に即した地域ぐるみの交通安全活動を促進する。
(警察:交通企画課)	エ 企業等における交通安全教育の推進 社会人として必要な交通安全意識の高揚を図るため、社員教育等の機会を捉えて交通安全教育機器等を活用した参加・体験・実践型交通安全講習の開催を積極的に推進する。
(教育:社会教育課)	オ 青年団体に対する啓発 各青年団体に対して、交通安全活動や地域の運動への積極的な参加について啓発を図る。また、日々の活動や生活においても地域のリーダーとしての自覚を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けるよう意識の啓発を図る。 カ P T Aに対する啓発 県 P T A連絡協議会、県公立高等学校 P T A連合会のそれぞれの研修会等を通じて、家族ぐるみ・地域ぐるみの交通安全対策について啓発するとともに、各 P T A組織・会員の交通安全意識の高揚を図る。
(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	高齢者自身の身体機能の変化に応じた安全行動を周知するとともに、事故分析・道路現況・高齢者の特性等の実態調査に基づき、関係機関・団体と連携・協働した交通安全対策を推進する。
(警察:交通企画課)	ア 参加・体験・実践型交通安全教育の推進 交通安全体験車やその他の交通安全教育機器等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 イ 安全運転サポート車を活用した交通安全教育及び自動運転車両の普及啓発活動の推進 損害保険協会や自動車販売店をはじめ、関係機関・団体と連携し、交通事故の被害軽減効果が期待される安全運転サポート車を活用した交通安全教育を推進する。 また、自動運転への過度な期待や誤解による交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携し、自動運転車両の正しい理解や、安全な運転操作方法の広報啓発活動を行う。

(警察:交通企画課)	<p>ウ 自転車安全運転体験講習の実施</p> <p>自転車事故において致死率の高い高齢者を対象に、実車を活用した参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催して、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。</p>
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>エ 高齢者関連施設等と連携した交通安全教育</p> <p>高齢者関連施設及び医療関連施設など、高齢者が利用する施設の管理者等と連携し、同施設の来所者に対する広報を実施する。</p>
(県:福祉長寿政策課)	<p>オ 老人クラブ（シニアクラブ）交通安全推進員等による交通安全教育</p> <p>市町老人クラブ連合会が、単位老人クラブに配置する「単位老人クラブ交通安全推進員」等を中心に、県老人クラブ連合会と連携した交通安全教育を推進する。</p>
(県:くらし交通安全課)	<p>カ 危険予測トレーニングの実施</p> <p>高齢運転者等を対象に、実際の運転に近いCG動画等を使用して、認知、判断を伴う危険予測能力を高めるトレーニングを行う。</p> <p>キ 各種行事の機会を活用した交通安全教育</p> <p>関係機関・団体等と連携し、多数が参加する各種行事等の機会を利用した交通安全教育の推進を図る。</p>
(7) 障害のある人に対する交通安全教育の推進 (県:福祉指導課) (県:障害者政策課)	<p>ア 障害のある人への交通安全教育</p> <p>交通安全に関する研修を開催し、身体障害者の交通安全に関する知識を深め、意識向上を図る。</p> <p>施設等に対し、交通安全対策を含めた事故防止対策について、指定基準等に基づいた指導を実施する。</p> <p>イ 県民の理解</p> <p>駅のホームや交差点等で障害のある人への手助けができるよう、声かけサポーターを養成するとともに、障害者週間等あらゆる機会を利用して障害及び障害のある人に対する理解を促進し、さまざまな交流やふれあいの中で、障害のある人とないとの相互理解を深める。</p>
(8) 外国人に対する交通安全教育の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>ア 県内に在住・就労する外国人を対象とした交通ルール・マナーに関する講習会や自転車の乗り方教室を開催するほか、外国語の広報紙等による交通安全の周知・啓発に努める。</p> <p>イ 外国人交通安全教育指導員を外国人学校、外国人を雇用する事業所等に派遣して、交通安全教育を行い、本邦の交通ルールを周知させるとともに、交通事故防止意識の高揚を図る。</p> <p>ウ 外国人向けの交通安全ハンドブックや自転車安全利用チラシを県ホームページに掲載し、本邦の交通ルール及び自転車保険加入の必要性等を周知するとともに、自転車ヘルメット着用促進を図る。</p>

<p>(9) 交通事犯収容者に対する教育活動等の充実・協力の推進 (静岡刑務所) (駿府学園) (静岡少年鑑別所)</p>	<p>静岡刑務所においては、実施している交通安全指導を通じて、交通事犯者に対し交通法規を遵守することの重要性を認識させるとともに、自ら犯した事故の責任や事故に至った自己の問題性の理解を深めさせる。加えて、被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらすような事故を犯した交通事犯者については、さらに、被害者の視点を取り入れた教育を実施し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について考えを深めさせ、充実化を図る。</p> <p>また、釈放間近の者に対しては、啓発指導としての交通安全指導を実施し、再犯防止に努める。</p> <p>少年院においては、交通事犯在院者に対して、個別の問題性に応じた適切な教育及び指導を行うとともに、人命尊重の精神と、遵法精神のかん養に重点を置いた交通問題に関する教育の充実を図る。また、被害者を死亡させた又は生命、身体を害した事件を犯した在院者については、ゲストスピーカーの講話など被害者の視点を取り入れた教育を充実させるとともに、令和5年12月施行の「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」に適切に対応する。</p> <p>静岡少年鑑別所は、法務少年支援センター静岡として、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を活用し、地域の一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行・犯罪の防止に向けた様々な活動をする中で、地域における交通事犯の未然及び再犯防止の充実を図る。</p>
<p>(10) 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実 (静岡保護観察所)</p>	<p>交通事犯に係る保護観察については、集団及び個別の処遇に当たる保護観察官及び保護司の処遇能力の充実を図るとともに、飲酒運転防止プログラム等交通事犯保護観察対象者の問題性に焦点を当てた効果的な処遇を実施する。</p>

2 効果的な交通安全教育の推進

事業概要/担当機関(課)	事業内容
(県:広聴広報課)	ア 受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識や技能等を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。
(県:くらし交通安全課)	
(県:私学振興課)	
(教育:義務教育課)	イ 受講者の年齢や情報リテラシー、道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーター、VR等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するよう努める。
(教育:高校教育課)	
(教育:特別支援教育課)	
(教育:健康体育課)	
(警察:交通企画課)	ウ このほか、従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 交通安全運動の 推進 (県:くらし交通安全課)	<p>関係機関・団体が相互に連携して、県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図ることを目的に、年間を通じた県民総ぐるみの運動として展開する。</p> <p>各季の交通安全運動の実施に当たっては、事前に、事故実態や県民のニーズ等を踏まえ、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知する。また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。</p> <p>ア スローガン ～安全を つなげて広げて 事故ゼロへ～</p> <p>イ 重点推進項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 高齢者の交通事故防止 (イ) こどもの交通事故防止 (ウ) 横断歩行者の安全確保 (エ) 自転車の安全利用の推進 (オ) 特定小型原動機付自転車の安全利用の促進 (カ) 二輪車の安全利用の推進 (キ) 後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底 (ク) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 (ケ) 飲酒運転等危険運転の根絶 (コ) その他 <p>なお、重点推進項目等以外にも、地域ごとの交通実態や情勢に応じた運動を展開する。</p> <p>※ 実施重点は、運動実施のおおむね2か月前までに定める。</p>

運動名	期 間
春の全国交通安全運動	4月 6日（日）～4月 15日（火）の10日間
夏の交通安全県民運動	7月 11日（金）～7月 20日（日）の10日間
秋の全国交通安全運動	9月 21日（日）～9月 30日（火）の10日間
年末の交通安全県民運動	12月 15日（月）～12月 31日（水）の17日間

<p>(2) 横断歩行者の安全確保 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課) (警察:交通指導課) (警察:交通規制課)</p>	<p>ア 運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務の再認識を促すため、特に運転者から見て右側から横断してくる歩行者等に注意を促す交通安全教育や歩行者保護に資する交通指導取締り等を推進する。</p> <p>イ 歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、「しずおか・安全横断3つの柱」(①手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、②安全を確認してから横断を始め、③横断中も周りに気を付けること)等、歩行者が自らの安全を守るためにの交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。また、横断歩道のない道路を横断する際にも、直前で一旦止まって左右の安全確認をするよう促す。</p> <p>ウ 横断歩道の安全性を確保するため、標識・標示の適切な維持・管理に努める。</p>
<p>(3) 自転車の安全利用の促進 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)</p>	<p>ア 自転車の安全利用を図るための法令周知 自転車運転中の「ながらスマホ」、「飲酒運転」等の改正道路交通法や、「静岡県自転車の安全で適正な利用に関する条例」など、自転車に関する各種法令の周知に努める。</p> <p>イ 効果的な安全教育の推進 中・高校生の自転車利用については、交通社会の一員として、自己の安全と他の交通や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成する観点から、自転車教室の計画的開催と「自転車安全利用五則」を活用した安全教育を推進する。 また、スケアード・ストレイト教育技法を取り入れた交通安全教室を開催し、自転車の安全利用に関する意識の向上による交通事故防止を図る。</p> <p>ウ 学校警察連携制度を活用した交通安全教育の推進 学校警察連携制度を積極的に活用し、自転車安全指導カードによる指導結果を各高等学校の交通安全教育に反映させ、効果的な交通安全教育を推進する。</p> <p>エ 自転車運転者講習制度の適切な運用 危険な違反を繰り返す自転車運転者に対し、自転車運転者講習制度を適切に運用し、交通事故の加害者になった場合の刑事責任、損害賠償責任の重大性などの周知に努める。</p> <p>オ 自転車利用時における「ピカッと作戦！」の推進 自転車利用時においても、「自発光式等の反射材用品」の活用と「早めのライトオン」を呼びかける「ピカッと作戦！」を推進する。</p> <p>カ 正しい乗り方の周知徹底 各季の交通安全運動、交通事故ゼロの日、「ピカッと作戦！」強化の日、県下一斉自転車指導強化の日(通称カルガモの日)を中心に、街頭指導や広報・啓発活動を積極的に展開し、自転車の交通ルールや基本的な通行方法等について理解の定着を図る。</p>

<p>(県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)</p>	<p>キ ヘルメット着用の促進 全ての自転車利用者に対して周知と浸透を図る。 また、「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、小中学生の自転車通学時にヘルメット着用が義務付けられていることから、学校においては、通学時に自転車を利用する小中学生に対して、ヘルメット着用の徹底を図る。</p> <p>ク 自転車配達員の安全利用の推進 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。</p> <p>ケ 自転車事故抑止対策の推進 自転車による交通事故防止を図るため、「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」(① 交差点では、周りに気を付けよう！② 一時停止場所では、しっかり停まろう！③ 急がず、ゆっくり走ろう！「+1（高齢者の方へのプラスワン）」アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解しよう！) の周知・実践を促す。</p>
<p>(4) 特定小型原動機付自転車の安全利用の促進 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)</p>	<p>特定小型原動機付自転車の普及を見据え、正しい交通ルールの周知とヘルメット着用を促す交通安全教育を推進する。</p>
<p>(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 (県:くらし交通安全課)</p>	<p>関係機関・団体と連携して、各種講習会、交通安全運動、街頭活動等あらゆる機会を通じて、被害軽減効果の周知やその正しい着用について徹底を図る。</p>
<p>(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>関係機関・団体と連携して、幼児交通安全講習会等を通じて、幼稚園、保育園、認定こども園の保護者などを対象に、正しいチャイルドシートの装着方法の普及を図る。</p>

<p>(7) 反射材用品等の普及促進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>夕暮れ時から夜間にかけて歩行者（特に高齢者）の死亡事故が多発する傾向にあることから、県民及び関係団体が一体となって、「自発光式等の反射材用品」の活用や早めのライトオン（※）を促す「ピカッと作戦！」を推進する。</p> <p style="text-align: center;">※ 早めのライトオン 目安時刻</p> <p style="text-align: center;">9月～2月 午後4時から</p> <p style="text-align: center;">3月～5月 午後5時から</p> <p style="text-align: center;">6月～8月 午後6時から</p> <p>また、道路横断中の歩行者との衝突事故を防止するための広報啓発に取り組むとともに、県民が「自発光式等の反射材用品」を利用する環境を構築するため、関係機関・団体に対し、普及促進に向けた理解と協力を求める。</p> <p>ア 歩行者対策 「自発光式等の反射材用品」の活用と明るい色の服装</p> <p>イ 運転者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「早めのライトオン」 ・ 「ハイビームの効果的活用」（前照灯の上向き・下向きのこまめな切替） </p> <p>ウ 自転車利用者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「早めのライトオン」 ・ 「自発光式等の反射材用品」の活用と明るい色の服装 </p>
<p>(8) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。</p> <p>特に、改正道路交通法の施行により、罰則の対象となった「自転車の酒気帯び運転」の禁止に関する広報啓発活動を推進する。</p>
<p>(9) 効果的な広報の実施 (県:広聴広報課) (県:くらし交通安全課)</p>	<p>ア 方針 関係部局が連携して情報交換を密に行い、広報紙、H P、S N S等の各種媒体を特性に応じて活用しながら、県民の交通安全意識の高揚につながるタイムリーな情報発信に努める。</p> <p>また、報道機関へのパブリシティ活動を実施し、交通安全の推進に関する記事素材の提供や取材協力を積極的に行う。</p>

(県:くらし交通安全課)	<p>イ 具体的広報内容</p> <p>交通安全運動のほか、自転車の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」に関する罰則強化の周知、自転車ヘルメット着用の呼びかけ、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等で、一定の要件を満たした車両）に関する正しい交通ルールと安全な利用方法、自転車の安全利用や保険加入及び「自発光式等の反射材用品」の活用や「早めのライトオン」等の実践を促す「ピカッと作戦！」の周知を通年にわたり実施するなど、交通情勢に応じた情報発信を行う。</p>
<p>(10) その他の普及啓発活動の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>ア 「交通事故ゼロの日」（毎月 10・20・30 日）の推進</p> <p>毎月 10 日、20 日、30 日を「交通事故ゼロの日」に設定し、県内における交通事故防止活動を推進する。</p> <p>なお、全国交通安全運動期間中の 4 月 10 日、9 月 30 日については、「交通事故死ゼロを目指す日」も併せて設定する。</p> <p>イ 交通死亡事故多発時における緊急対策</p> <p>交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合、県内全域に「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町及び関係機関・団体が連携・協働して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進する。</p> <p>ウ 乗用型トラクターの事故防止対策</p> <p>乗用型トラクターの事故防止を図るため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等について周知を行う。</p>

<p>(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)</p>	<p>エ 交通事故情報の随時提供 県民の交通事故防止に資するため、ホームページやSNS、ファクシミリネットワークを活用し、交通事故の発生場所や事故状況について、随時情報提供を行う。</p> <table border="1" data-bbox="473 399 1430 945"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>発信媒体</th><th>期間・回数等</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通事故マップ (GIS)</td><td>県警ホームページ</td><td>随時</td><td>県民への情報発信</td></tr> <tr> <td>交通安全トラの巻</td><td>県ホームページ、 SNS、メール</td><td>随時</td><td>交通安全対策協議会、 高齢者福祉団体 各市町等へ送信</td></tr> <tr> <td>交通安全情報</td><td>県警ホームページ、 ファクシミリ、 公式SNS (X、Instagram)</td><td>随時</td><td>交通関係団体へ 送信 各アプリへ投稿</td></tr> </tbody> </table> <p>オ ラジオ・ケーブルテレビネットワークの活用 多くの県民に交通安全情報を発信するため、県内民間ラジオ局12局、 ケーブルテレビ13局との間で構築したネットワークを効果的に活用し、 交通安全情報を随時提供する。</p> <p>カ 交通安全啓発活動の紹介 各警察署における日常の啓発活動や交通安全対策の好事例を紹介する。</p> <p>キ 公式SNS発信内容の充実 発信する交通安全の情報を多くの方に視聴してもらうため、創意工夫 した魅力ある内容を投稿することでフォロワー数を増加させる。</p>	種 別	発信媒体	期間・回数等	備 考	交通事故マップ (GIS)	県警ホームページ	随時	県民への情報発信	交通安全トラの巻	県ホームページ、 SNS、メール	随時	交通安全対策協議会、 高齢者福祉団体 各市町等へ送信	交通安全情報	県警ホームページ、 ファクシミリ、 公式SNS (X、Instagram)	随時	交通関係団体へ 送信 各アプリへ投稿
種 別	発信媒体	期間・回数等	備 考														
交通事故マップ (GIS)	県警ホームページ	随時	県民への情報発信														
交通安全トラの巻	県ホームページ、 SNS、メール	随時	交通安全対策協議会、 高齢者福祉団体 各市町等へ送信														
交通安全情報	県警ホームページ、 ファクシミリ、 公式SNS (X、Instagram)	随時	交通関係団体へ 送信 各アプリへ投稿														
<p>(警察:交通企画課)</p>	<p>ク その他広報啓発活動の強化 重大事故の発生時には、交通情報板を活用し、ドライバーに対して タイムリーな情報提供を行う。</p>																

4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(警察:交通企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静岡県交通安全指導員 交通安全協会各地区支部に配置する静岡県交通安全指導員と連携し、幼児、児童、生徒、保護者及び高齢者に対する交通安全教室を開催するとともに、対象に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 また、高齢者宅への個別訪問によるきめ細かな交通安全指導を推進する。
(県:くらし交通安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児交通安全クラブ 幼児交通安全クラブの計画的かつ組織的な活動を積極的に推進するとともに、活動内容の充実を図るため、幼稚園等の関係機関と緊密な連携を図り、保育所の教諭、保育教諭、保育士、母親を対象とした実践的な研修会を開催して指導力及び資質を向上させ、幼児を持つ家庭への基礎教育を通じて、幼児指導を徹底させる。
(県:くらし交通安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ボランティア 児童・園児を中心とした地域住民等への交通安全指導や交通安全思想の普及活動を推進している交通指導員や交通安全母の会会員に対して、研修会の開催や交通安全関係資料の提供により資質及び指導力の向上を図る。 また、静岡県交通指導員会連合会の運営について、積極的に指導と助言を行う。
(県:くらし交通安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域、職域交通安全会等 県民一人一人の交通安全の意識啓発のため、市町、職域等の関係機関・団体に働きかけ、相談を受け付けるとともに、町内会交通安全会、職場交通安全会等の県民主体の組織づくりを支援する。
(警察:交通企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域交通安全活動推進委員 地域交通安全活動推進委員が行う交通安全活動に対する指導・助言を行う。
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 県民の参加・協働の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	交通安全対策協議会の実施機関・団体を中心に、各地域の交通実態に即した身近な活動を展開するとともに、地域住民の要望・意見等を反映させ、地域住民一人一人が交通安全を自らの問題と捉えて積極的に参加できる活動を推進する。
(2) 民間の組織活動等の促進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	交通安全対策協議会の実施機関・団体を中心に、交通安全教育や広報啓発活動等各種活動を推進する。また、必要に応じ情報の提供や助言・指導、講師の派遣等、民間の組織活動が活性化するような活動を推進する。

第3節 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

事業概要/担当機関(課)	事業内容
(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (警察:運転免許課)	<p>ア 自動車教習所の教習の充実 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、ドライブレコーダーの映像を取り入れた教習を行い、教習水準を高める。また、教習水準に関する情報の県民への提供に努める。</p> <p>イ 取得時講習の充実 自動車教習所に入校せず運転免許試験に合格した者に、危険を予測した運転や高速道路走行、降雨・夜間等悪条件下における運転など、実車と座学を組み合わせた講習と負傷者に対する応急救護の措置に関する講習を行い安全運転への意識の高揚を図る。</p> <p>ウ 原付講習の充実 原付免許の合格者等に、一般原動機付自転車の操作方法や安全な走行方法を身につけさせるため、実車や教材等を使用し講習を行い安全運転への意識の高揚を図る。</p>
(2) 運転者に対する再教育等の充実 (警察:運転免許課)	<p>ア 飲酒取消処分者講習では、飲酒運転が原因で免許取消となった者は、飲酒運転の再犯率が高いことから、自らの飲酒傾向などの生活習慣について記させた日記を教材として使用するなど、きめ細やかな講習を行う。</p> <p>イ 取消処分者講習では、運転適性検査、運転技能適性診断のほか、妨害運転をテーマにしたグループディスカッション指導を行い各受講者の危険性の矯正に努める。</p> <p>ウ 停止処分者講習では、受講者に免許停止の原因となった交通違反や事故の危険性を再認識させ、規範意識の向上を図るとともに、講習指導員に対する指導教養と情報発信により講習の充実に努める。</p> <p>エ 違反者講習では、受講者に運転特性を自覚させ、規範意識の向上を図るとともに、講習指導員に対する指導教養と情報発信により講習の充実に努める。</p> <p>オ 初心運転者講習では、少人数による集団討議、実車を使用した危険予知、運転技能の補正など個別具体的な講習を行う。</p> <p>カ 更新時講習は、優良運転者、一般運転者、違反運転者、初回更新者のそれぞれの講習区分に応じたきめ細やかな講習を実施する。また、最近の高齢者事故の特徴と傾向を分析した資料を活用し、高齢者の特性を受講者により深く理解させるよう講習内容の充実を図る。</p> <p>キ 高齢者講習は、70歳以上の高齢運転者に対して、地域の交通事故発生状況とその防止方法、運転適性検査及び実車指導等を通じて個々に具体的な指導を実施する。</p> <p>ク 自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。</p>

<p>(3) 二輪車安全運転対策の推進 (警察:運転免許課)</p>	<p>取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。 また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。</p>
<p>(4) 高齢運転者対策の充実 (県:福祉長寿政策課) (警察:交通企画課) (警察:運転免許課)</p>	<p>ア 運転技能検査等への適切な対応 75歳以上の一定の交通違反歴がある高齢運転者に義務付けられる運転技能検査の適正な実施、検査結果の確認及び実施機関に対する適切な指導を実施する。</p> <p>イ 高齢運転者に対する教育の充実 75歳以上の高齢運転者を対象とした認知機能検査が適正に実施されるために、検査結果の確認及び実施機関に対する適切な指導を実施する。また、臨時高齢者講習においては、認知機能検査の結果に基づいた効果的な指導を充実させ、高齢運転者の交通事故防止を図る。</p> <p>ウ 臨時適性検査の確実な実施 運転免許更新時や認知機能検査等の機会を通じて、認知症のおそれがある運転者の把握に努め、安全運転相談の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行う。 また、臨時適性検査の円滑な実施のため、関係機関、団体等と連携かつ協力体制を推進するなど、体制の強化に努める。</p> <p>エ 認知症の早期発見、診断体制の整備 認知症疾患に関する鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターの運営支援や認知症サポート医の養成、かかりつけ医の認知症対応力向上等を推進する。また、市町と連携し、認知症サポーターなどが見守り活動を行う「チームオレンジ」の活動を支援する。</p> <p>オ 福祉部門と交通部門が連携した高齢運転者対策 認知機能検査等により認知症のおそれがあると判定され、運転免許証を自主返納した者や認知症を理由に取消処分を受けた者に対し、警察と福祉部門が連携した生活支援や移動支援を行い、もって運転免許証を返納しやすい環境整備を推進する。</p> <p>カ サポートカー限定免許制度の利用促進 安全運転を続けることに不安を抱えている高齢者が、先進安全技術を搭載した車に限って運転可能な免許に切り替えることを支援するため、サポートカー限定免許制度の有効性を丁寧に説明するほか、自治体、自動車販売事業者等と連携した制度支援策の導入に力を注ぐなど、制度の利用促進に努める。</p>

<p>(県:福祉長寿政策課) (警察:交通企画課) (警察:運転免許課)</p>	<p>キ 交通安全教育機器の効果的活用 ドライビングシミュレータ、身体機能や運動能力の低下を正しく自覚させる各種交通安全教育機器を効果的に活用した参加・体験・実践型の交通安全講習を開催する。</p> <p>ク 運転免許証を自主返納しやすい環境の整備 運転に不安を抱える高齢者にとって、運転免許証を自主返納しやすい環境を整備するため、運転免許自主返納制度の周知を行うとともに、自治体や企業等に対し、免許証返納者への生活支援や各種優遇措置を内容とする「運転免許自主返納者等サポート事業」への協力を働きかける。</p> <p>ケ 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用 高齢運転者の安全意識を高めるため、各種講習会、交通安全運動等各種広報啓発活動を通じて高齢運転者標識の積極的な表示の促進を図る。</p>
<p>(5) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課) (警察:交通指導課)</p>	<p>後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメット及びプロテクターの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果に関する啓発等を積極的に推進する。 また、シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進する。</p>
<p>(6) 自動車安全運転センターの業務の充実 (警察:交通企画課)</p>	<p>自動車安全運転センターと連携し、安全運転管理を積極的に行い、かつ交通安全意識の向上を図り交通事故防止に効果を上げている事業所等に側面から支援、高揚を行い、交通事故防止を図る。</p>
<p>(7) 自動車運転代行業の指導等 (県:地域交通課) (警察:交通企画課) (警察:交通指導課)</p>	<p>自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対する立入検査による指導を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対し厳正な取締りを実施する。</p>
<p>(8) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 (静岡運輸支局)</p>	<p>自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、適性診断の実施者への民間参入を促進する。</p>
<p>(9) 危険運転者の早期排除 (警察:運転免許課)</p>	<p>悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、迅速かつ確実な行政処分登録を徹底し、速やかな行政処分執行につなげていく。</p>

2 運転免許手続の改善	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(警察:運転免許課)	<p>交通事故の傾向など、最近の交通情勢を踏まえた運転免許業務の見直し・検討を行う。運転免許試験が、実際の交通道路の場における必要な知識、能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図る。</p> <p>また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図るほか、デジタル化の推進による運転免許管理システムの合理化・高度化を推進する。</p> <p>さらに、運転免許センターにおける障害のある人等のための設備・資機材の整備及び安全運転相談活動の充実を図る。</p>

3 安全運転管理の推進	
事業概要/担当機関(課)	事業内容
(静岡労働局) (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>ア 安全運転管理体制の強化 安全運転管理者等未選任事業所の発見を強化する等、安全運転管理業務の徹底を図る。</p> <p>イ 法定講習の充実 講師には学識経験者を充てるなど効果的な講習体制を推進する。</p> <p>ウ ドライブレコーダーの普及 映像記録型ドライブレコーダーの普及促進に努めるとともに、事業主や安全運転管理者等による交通事故の再発防止対策の検討・立案等を容易かつ効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダーの活用について周知を図る。 また、映像記録型ドライブレコーダーにより得られた情報の更なる活用方法等について検討し、活用方法等の充実に努める。</p> <p>エ 安全活動の推進 安全運転管理者等の安全意識の向上を図り、効果的な安全運転管理を推進するため、安全運転管理推進事業所説明会、交通事故防止研修会、事業主セミナー、セーフティ・ドライバー・コンテスト、交通事故防止コンクール、事業所個別指導等、安全活動に向けての行事を自主的かつ積極的に推進する。</p> <p>オ 安全運転管理者に対する通報制度の活用 安全運転管理者等選任事業所従業員による死亡事故等の発生に伴う通報制度を活用し、迅速かつ効果的な情報提供により事業所における実効性のある安全運転管理を推進する。</p>
(警察:交通指導課)	カ 事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通知制度の活用等 適正な運行管理を図るため、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通知制度を活用するとともに、使用者、自動車運輸代行業者、安全運転管理者等による下命・容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底する。

4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 (静岡労働局) (静岡運輸支局)	<p>重大事故の発生、先進安全技術の急速な発展等、交通社会を取り巻く大きな状況変化を受け、令和3年3月に国土交通省において策定した「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、「利用者」を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築等の施策を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に伴う「新たな日常」に対する事業環境変化に注視し、バス、トラック、タクシーの各業態における事故削減目標を設定し、これら安全対策を着実に実施することで事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。</p> <p>ア 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。</p> <p>イ 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化にあわせた対応を必要に応じて見直すとともに、激甚化・頻発化する災害時における事業者の防災力の強化、業務継続の確保、災害発生時の運行情報の発信等の対応を促進する。</p> <p>ウ 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、その実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、制度の効果と課題を総括し、今後の展開の在り方について検討を行う。併せて、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。</p>
(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 (静岡運輸支局)	<p>自動車運送事業者については、引き続き、優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施するとともに、法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、厳正に処分を実施する。特に貸切バス事業者については、法令違反を早期に是正させるとともに、改善が見込まれない場合には、事業からの退出など厳しい処分を課すことにより、監査・処分等の実効性向上を図る。</p> <p>また、貸切バス事業者及び貨物自動車運送事業者については、地方適正化事業実施機関と連携しながら効率的な指導・監査を進めるとともに、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化した「事業用自動車総合安全情報システム」を利用し、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等に対する効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。</p>

(3) 飲酒運転、迷惑運転等の根絶 (静岡運輸支局) (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	点呼時や運転開始直前・終了直後におけるアルコール検知器の使用の徹底や、危険ドラッグを含む、安全な運転をすることができないおそれのある薬物の使用禁止に関する指導等について、交通安全運動や年末年始の輸送等安全総点検なども活用し徹底を図る。 関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進する。
(4) I C T ・新技術を活用した安全対策の推進 (静岡運輸支局)	自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組を推進する。 (I C T : Information and Communication Technology)
(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 (静岡運輸支局)	輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。
(6) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査機能等の強化 (静岡運輸支局)	社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言に努めるよう事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。
(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進 (静岡運輸支局)	運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」や「自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン」及び「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」の活用を促し、その普及を図る。
(8) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等 (静岡運輸支局)	ア 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク事業)を促進する。 イ 日本バス協会において、一般貸切旅客自動車運送事業者について、利用者や旅行会社がより安全性の高い事業者を選択しやすくなるとともに、事業者が安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全サービスの提供に寄与することを目的として実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を促進する。

5 交通労働災害の防止等	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 交通労働災害の 防止 (静岡労働局) (静岡運輸支局) (県:労働雇用政策課)	<p>ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。</p> <p>イ 関係事業者団体等と連携し、事業場における交通労働災害防止活動の推進を図る。</p> <p>ウ 交通労働災害防止に向けた講習会、研修会の開催等の啓発活動を実施する。</p> <p>エ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部の「交通・荷役労働災害ゼロ！安全ひと言宣言運動」等関係団体が行う労働災害防止活動の一環としての交通労働災害防止活動に対し、指導・援助を行う。</p>
(2) 運転者の労働条件 の適正化等 (静岡労働局)	<p>ア 自動車運転者の労働時間等の労働条件については、引き続き重点対象として、その確保、改善のための監督指導を実施する。</p> <p>イ 令和4年12月23日に改正（令和6年4月1日施行）された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（令和4年厚生労働省告示第367号）の周知徹底に努める。</p>
6 道路交通に関する情報の充実	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 危険物輸送に関する 情報提供の充実等 (静岡運輸支局) (県:消防保安課)	<p>危険物等の運搬車両の交通事故未然防止と事故発生時の迅速な現場処理対策の拡充を図るため、関係行政機関及び関係民間団体より構成された「静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会」において、運搬物質の性状、危険性及び処理方法を記載した「イエローカード」の携帯の推進等の取組を行う。</p> <p>また、同協議会策定の化学物質漏洩事故対応マニュアルでは、事故発生時の迅速な事故処理の手順及び対応方法等を示すとともに、代表的な危険物の性状、処理方法の情報共有を図り、事故発生時の対応に備える。</p>
(2) 国際海上コンテナ の陸上輸送に係る 安全対策 (静岡運輸支局)	「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について、地方連絡会議や関係業界を通じて、関係者への周知を図る。
(3) 気象情報等の充実 (中部地方整備局) (静岡地方気象台) (県:道路保全課)	<p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これら的情報の質的向上に努める。</p> <p>また、道路の降雪状況や路面状況を収集し、道路利用者に提供する道路交通情報提供装置等の整備を推進する。</p> <p>さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか、広報資料の作成・配布や講習会の開催、防災機関の担当者を対象とした、説明会及び気象防災ワークショップの開催等を通じて気象、地象、水象に関する気象知識の普及に努める。</p>

第4節 車両の安全性の確保	
1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	
事業概要/担当機関(課)	事業内容
(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等車両の安全対策の推進 (静岡運輸支局)	<p>ア 車両の安全対策の推進 子ども・高齢者的安全対策、歩行者・自転車乗員の安全対策、大型車が絡む重大事故対策、自動運転など新技術への対応を中心に車両の安全対策を推進する。</p> <p>イ 道路運送車両の保安基準の拡充・強化 安全基準の拡充・強化については、自動車線維持機能の対象車種の拡大や事故情報計測・記録装置の記録情報の拡大等の先進技術の導入を推進する。</p>
(2) 先進安全自動車（A S V）の普及の促進 (静岡運輸支局)	交通事故の低減を図るべく、先進安全自動車（A S V）技術のうち衝突被害軽減ブレーキ等既に実用化されているものについては、補助金の交付等により普及促進を引き続き進めていく。 (A S V : Advanced Safety Vehicle)
(3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進 (静岡運輸支局) (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車等（略称：サポカーS・サポカー等）の普及を図る。
2 自動運転車の安全対策・活用の推進	
事業概要/担当機関(課)	事業内容
(1) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進 (静岡運輸支局) (警察:交通企画課) (警察:交通規制課)	高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービス車両の実現に向けて、技術の向上や車両の安全性を確保するために、実証実験等の取組を促進する。 特定自動運行の安全性や、円滑な交通に支障を及ぼす程度と地域住民の利便性又は福祉の向上に資する程度等を踏まえ、許可手続きの円滑に配慮しながら適正な審査を実施する。
(2) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 (静岡運輸支局)	自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、自動車ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえるような取組を推進する。

3 自動車アセスメント情報の提供等	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(静岡運輸支局)	自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を提供することにより、自動車ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。
4 自動車の検査及び点検整備の充実	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 自動車の検査の充実 (静岡運輸支局)	<p>ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。また、不正改造を防止するため、関係機関との連携強化により街頭検査体制の充実強化を図り、不正改造車両をはじめとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。</p> <p>イ 指定自動車整備事業制度の適正な運用を図るため、不正車検の防止について自動車整備事業者に対する指導監督を強化する。</p>
(2) 自動車点検整備の充実 (静岡運輸支局)	<p>ア 自動車点検整備の推進</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施と推進を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に積極的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進する。</p> <p>また、自動車運送事業者の保有する事業用自動車の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査や整備管理者研修等の機会をとらえ、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</p> <p>なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> <p>イ 不正改造車両の排除</p> <p>違法マフラーによる騒音など社会的問題となっている不正改造車や過積載を目的とした不正改造車を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。</p> <p>また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。</p>

(静岡運輸支局)	<p>ウ 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上</p> <p>点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援を推進する。</p> <p>エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上</p> <p>自動運転車や電動車等、新たな自動車技術の普及に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業の環境整備・技術の高度化を推進する。</p> <p>オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化</p> <p>民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。</p>
----------	---

5 リコール制度の充実・強化

事業概要/担当機関(課)	事業内容
(静岡運輸支局)	<p>自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については、関係機関の協力の下、現車確認等による技術的検証を行う。</p> <p>また、自動車ユーザーの目線に立ったリコール実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。</p>

6 自転車の安全性の確保	
事業概要/担当機関(課)	事業内容
(1) 自転車の安全な利用の確保 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	自転車の安全な利用を確保するため、自転車軽自動車商業協同組合・学校関係者等と連携した点検の実施や自転車安全整備店における定期的な点検整備による規格・基準に適合した自転車(BAAマーク・TSマーク等貼付)の利用を呼び掛けるなど、安全意識や点検整備意識の徹底を図る。 さらに、児童生徒が利用する自転車の点検整備についても、引き続き関係団体の積極的な協力を求めていく。
(2) 自転車の安全点検等の徹底 (関東経済産業局) (県:くらし交通安全課)	自転車の安全な利用を確保するため、自転車に関する日本産業規格の整備等により必要な品質の規格・基準を整備するとともに、一般財団法人日本車両検査協会が実施している自転車技士制度の充実を図る。 また、交通関係用品の安全性の確保及び向上のため、一般財団法人製品安全協会が実施しているSGマーク制度のPR活動を引き続き実施する。
(3) 自転車保険への加入促進 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:健康体育課) (警察:交通企画課)	静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車保険加入が義務となっていることや、自転車利用者が加害者となる交通事故において、高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、事故発生時における賠償責任の原資を担保し、被害者の救済を図るため、損害賠償責任保険等への加入促進を図る。 また、学校においては通学に自転車を利用している児童生徒に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するとともに、未加入者に対する指導の徹底を図る。

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締りの強化等

事業概要/担当機関(課)	事業内容
(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 (警察:交通企画課) (警察:交通指導課) (警察:交通機動隊)	<p>ア 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた指導取締りの強化等</p> <p>(イ) 飲酒運転・無免許運転・著しい速度超過・信号無視・横断歩行者妨害・一時不停止・交差点右左折方法・携帯電話使用等重大事故に直結する違反に重点を置き指導取締りを強化する。</p> <p>(ロ) 無免許運転周辺者(車両提供者、同乗者等)及び飲酒運転周辺者(車両提供者、酒類提供者、同乗者)に対する責任追及を徹底する。</p> <p>イ 規範意識向上に資する違反取締りの強化</p> <p>整備不良・座席ベルト着用義務違反・幼児用補助装置(チャイルドシート)使用義務違反の指導取締りを強化する。</p> <p>ウ 背後責任の追及</p> <p>(イ) 事業活動による過積載、過労運転等の組織的・構造的な違反については、自動車の使用者等の背後責任追及を徹底する。</p> <p>(ロ) 必要に応じ、自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導監督処分等を行うことにより、この種の違反の再発防止を図る。</p> <p>エ 自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、通行区分違反等、歩行者に危険を及ぼす違反等を現認した場合には、必ずその場で注意指導を行うとともに、指導警告に従わず違反を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたりするなど、悪質・危険な違反に対しては、積極的に検挙措置を講じる。</p>
(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 (警察:高速道路交通警察隊)	高速道路等における指導取締りについては、交通事故の発生実態を勘案し、機動警ら・駐留警戒活動を強化したうえで、交通死亡事故に直結する、著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反、携帯電話使用等を重点とした指導取締りの推進を図るとともに、運転者の規範意識向上に資する、全座席の座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置(チャイルドシート)の使用義務違反等についても指導取締りを強化する。

2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 (警察:交通指導課)	ひき逃げ事件等の重大特異交通事故事件発生の際には、速やかに現場臨場し早期に事故事件状況等を把握するとともに、客観的証拠等に基づいた緻密な交通事故事件捜査を徹底し、危険運転致死傷罪の立件に努める。
(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 (警察:交通指導課)	交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制を強化するため、学校教養等を通じて交通警察官の捜査能力及び捜査主任官の捜査指揮能力の一層の向上に努める。
(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (警察:交通指導課)	重大特異事故事件発生の際には、交通事故事件担当幹部及び本部交通鑑識係員等を派遣し、初動捜査の強化を図り、各種証拠資料の収集、現場痕跡等の適切な保全措置等、客観的証拠に基づいた科学的捜査を推進する。
3 暴走族等対策の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (教育:社会教育課) (警察:交通指導課)	<p>ア 暴走族追放気運の高揚</p> <p>暴走族追放の気運を高揚させるため、「静岡県暴走族等の根絶に関する条例」を的確に運用するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。</p> <p>イ 家庭、学校等における青少年の指導の充実</p> <p>家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、暴走族への加入防止、離脱の促進等が図られるよう指導・要請していく。</p> <p>ウ 青少年の健全育成を図る観点からの施策の推進</p> <p>関係団体等との連携の下に暴走族の解体、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱等の支援指導を推進する。</p> <p>暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、青少年育成団体等との連携を図る。</p> <p>エ 「静岡県暴走族総合対策連絡会議」における関係機関・団体の連携</p> <p>暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、本県に設置されている「静岡県暴走族総合対策連絡会議」において、関係機関・団体が連携し、暴走族対策を総合的に推進する。</p>

(2) 暴走行為阻止のための環境整備 (警察:交通指導課)	ア 暴走族等をい集させないための環境づくり <p>暴走族及びこれに伴う群集のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させない施設の管理改善等の環境づくりに努める。</p> イ 暴走行為等ができない環境づくり <p>地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない環境づくりを積極的に行う。</p>
(3) 暴走族に対する指導取締りの推進 (警察:交通指導課)	ア 各種法令の適用による検挙及び補導の徹底 <p>集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底する。</p> イ 街頭検査による不正改造車両の取締りと背後責任の追及 <p>「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収など暴走族と車両の分離を図り、不正改造等の暴走行為を助長する行為に対する背後責任を追及する。</p> ウ 不正改造業者等に対する積極的な事件化 <p>不正改造行為に関する情報収集を徹底し、関係機関と連携して、常習的に不正改造等を行う業者に対する取締りを強化し、事件化するなど根源的な対策を講じる。</p> エ 都道府県警察相互の捜査協力の積極的な捜査協力 <p>複数の都道府県にまたがる広域的な暴走族関係事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都道府県警察相互の捜査協力に努める。</p>
(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止 (警察:交通指導課) (警察:運転免許課)	ア 暴走族関係事犯者の再犯防止 <p>暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情も明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。</p> <p>また、暴力団と関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団からの離脱に向けた指導と援助を推進する。</p> イ 再犯防止に重点を置いた処遇の実施 <p>暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神の涵養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。</p> ウ 暴走族に対する運転免許の行政処分 <p>暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に適正かつ迅速に行う。</p>

<p>(5) 車両の不正改造の防止 (静岡運輸支局) (警察:交通指導課)</p>	<p>ア 「不正改造車を排除する運動」等を通じた積極的な指導 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、国土交通省が行う「不正改造車を排除する運動」等と連動し、県民に対する広報活動を推進するとともに、企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。 また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った業者等に対しても、関係機関と連携して、必要に応じて立入検査を行う。</p> <p>イ 旧車會に対する不正改造等の取締りの強化 違法行為を敢行する旧車會(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ)に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有化するとともに、不正改造等の取締りを強化する。</p>
---	---

第6節 救助・救急活動の充実	
1 救助・救急体制の整備	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 救助体制の整備・拡充 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、市町消防機関の救助体制の整備・拡充を図る。
(2) 多数傷者発生時に おける救助・救急体制の充実 (県:消防保安課) (県:地域医療課) (消防:県消防長会)	多数の負傷者が発生する大規模道路交通事故等に対処するため、静岡県消防相互応援協定(平成29年3月最終改正)による連絡体制の強化、救護訓練の実施、消防機関と災害派遣医療チーム（D M A T : Disaster Medical Assistance Team）の連携、高度救助資機材等の整備拡充により救助・集団救急体制の充実を図る。
(3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急救手当の普及啓発活動の推進 (県:消防保安課)	<p>ア 交通事故等による負傷者の救命を図り、また、後遺障害等を軽減するため、事故現場において、負傷者に対する迅速・適切な応急手当等が広く行われるようにする必要がある。このため、県民への応急救護処置の知識や自動対外式除細動器(A E D :Automated External Defibrillator)の使用も含めた応急救手当の実技の普及向上を図るため、保健所、消防本部、医療機関、市町等が互いに連携を図りながら、パンフレット等の資料配布や応急救手当の講習会の開催等を実施していく。</p> <p>また、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて、県民の救急医療や救急業務に対する理解と認識を深めるための広報・啓発活動を積極的に推進する。</p>
(教育:健康体育課)	<p>イ 応急救手当知識の普及、教員の指導力向上等</p> <p>教育委員会においては、新規採用養護教員等を対象に救急法講習会を開催し、応急救手当の知識の普及を図るとともに、教員の指導力の向上を図る。</p> <p>また、体育・保健体育において、応急救手当等について学習することにより、生徒が自他の安全を確保することができる能力を身につけさせる。</p>
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進 (県:消防保安課) (県:地域医療課) (消防:県消防長会)	<p>「救急救命士法」(平成3年4月23日法律第36号)に基づき、一般財団法人救急振興財団への救急隊員の派遣による養成や、救急救命士有資格者の消防職員採用等により、救急救命士の計画的な増員を図る。</p> <p>また、救急救命士が行える気管挿管などの特定行為を円滑に実施するための病院実習を促進するとともに、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p>

(5) 救助・救急資機材等の装備の充実 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	救助体制を確立するため、救助工作車、救助資機材の整備を推進する。 また、救急現場及び搬送中に高度な応急処置を的確に実施するため、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、各種伝送システム等の整備を促進する。
(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	ヘリコプターは事故の状況把握、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。
(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	複雑多様化する救助・救急業務を迅速・的確に実施するため、消防大学校、県消防学校並びに各消防本部において教育訓練の充実を図る。
(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 (県:消防保安課) (消防:県消防長会) (中日本高速道路株)	高速自動車国道における救急業務については、昭和49年4月1日に建設省(現国土交通省)、消防庁及び日本道路公団(現分割民営化)との間で締結された「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」に基づき、各インターチェンジ所在市町が中日本高速道路株式会社から財政措置を受けて実施している。
(9) 現場急行支援システムの整備 (県:消防保安課) (警察:交通規制課) (消防:県消防長会)	緊急車両が現場に到着するまでのリスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(F A S T : Fast Emergency Vehicle Preemption Systems)の適正な運用を図る。
(10) 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するG P S技術や、その位置を地図表示させる技術、重症度合の判定に資する技術等を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防等の通信指令室の地図画面に表示できるよう自動通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム(H E L P : Helpsystem for Emergency Life saving and Public safety)や事故自動通報システム(A C N : Automatic Collision Notification)の格段の普及と高度化を図るために必要な環境を整備する。

2 救急医療体制の整備	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 救急体制の整備・拡充 (県:地域医療課)	<p>ア 初期救急医療体制の充実 市町や地域の医師会、在宅当番医制及び休日夜間急患センターによる初期救急医療の体制の充実を促す。</p> <p>イ 第2次救急医療体制の充実 市町や地域の関係機関に対し、病院群輪番制等による第2次救急医療体制の一層の充実強化を促す。</p> <p>ウ 第3次救急医療体制の充実 高度の診療機能を有し、24時間体制で重症患者に対応する救命救急センターによる第3次救急医療体制の充実を図る。</p>
(2) 救急医療担当医師・看護師等の養成等 (県:地域医療課)	<p>救急医療に携わる医師については、各病院が策定する救急科専門研修プログラムの運営支援や、「静岡県キャリア形成プログラム」の整備などにより、確保及び養成に努める。</p> <p>看護師については、救急医療分野における認定看護師の育成支援等により、確保に努める。</p>
(3) ドクターへリ事業の推進 (県:地域医療課)	ドクターへリの運航を支援することにより、救急患者の救命率向上や後遺症の軽減を図るとともに、高速道路事故等への迅速な対応等、広域的な救急医療体制の整備、充実を図る。
3 救急関係機関の協力関係の確保等	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(県:消防保安課) (県:地域医療課) (消防:県消防長会)	<p>救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携、協力関係の一層の強化を図る。</p> <p>特に、全県単位のメディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会を中心に、救急医療機関までの搬送途上、いわゆる病院前の救護体制の強化を推進する。</p>

第7節 被害者支援の充実と推進	
1 自動車損害賠償保障制度の充実等	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(静岡運輸支局)	自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて国民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。
2 損害賠償の請求についての援助等	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 交通事故相談活動の推進 (県:くらし交通安全課)	<p>ア 交通事故相談の実施 交通事故に伴う諸問題を解決するための助言、指導、関係機関への斡旋等により交通事故被害者等の救済に寄与するため、県交通事故相談所において、面接、文書、電話による相談及び弁護士による法律相談を実施する。</p> <p>イ 相談体制の拡充促進 現在、14市町17か所に設置されている交通事故相談所の充実を図り、交通事故相談体制の拡充に努める。</p> <p>ウ 相談員の資質の向上 相談内容の多様化、複雑化に対処するため、研修会の開催、弁護士による指導等により相談員の資質の向上に努める。</p> <p>エ 相談所の利用促進 各種広報媒体を活用して相談事業の広報を行い、交通事故相談所の利用を促進する。</p>
(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化 (県:くらし交通安全課)	交通事故相談所をはじめ、日本司法支援センター、交通事故紛争処理センター、交通安全活動推進センター、日弁連交通事故相談センターを通じて、交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助を図る。
3 交通事故被害者支援の充実強化	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 (静岡運輸支局)	独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）において、重度後遺障害者に対する介護料の支給、療護施設の運営等を行うとともに、介護料の支給を受けている在宅の重度後遺障害者を訪問し介護に関する相談対応や各種情報の提供等による精神的な支援の充実を図る。交通遺児等に対する生活資金貸付け及び公益財団法人交通遺児等育成基金において交通遺児育成のための基金事業等を行い、交通事故被害者支援の充実強化を図る。

<p>(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した支援等の推進 (警察:交通指導課) (警察:運転免許課)</p>	<p>ア 交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続き等を分かりやすく説明した交通事故被害者の手引「交通事故に遭われた方ご家族の方へ」を配布する。</p> <p>イ 特に、交通死亡事故、ひき逃げ事件及び危険運転致死傷罪に該当する事件等、重大な交通事故事件の被害者等に対しては、被疑者の検挙、送致状況等を提供する被害者連絡制度の確実な浸透を図る。</p> <p>ウ 警察本部交通指導課に設置した被害者連絡調整官が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うなど組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配意した対応を適切に実施するため指導教養の充実を図る。</p> <p>エ 死亡事故等の被害者等による加害者に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。</p>
<p>(3) 公共交通事故被害者への支援 (中部運輸局)</p>	<p>ア 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるサポート機能を担うこととしている。</p> <p>イ 関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。</p>

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

1 鉄道施設等の安全性の向上

事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。</p> <p>研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。切迫する首都直下型地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者、障害のある人等の安全利用にも十分配慮し、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等の整備などによるホームからの転落防止対策を引き続き推進する。</p>
(県:地域交通課)	地域鉄道交通の安全運行を確保するため、鉄道施設の整備や老朽化した施設の補強、改良を行う中小民営鉄道事業者等に対し、国と協調して助成する。

2 運転保安設備等の整備

事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの※の整備については完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。</p> <p>※ 1時間当たりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。</p>

第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p>
第3節 鉄道の安全な運行の確保	
1 保安監査等の実施	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。</p>
2 運転士の資質の保持	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。</p> <p>また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者等に対し研修会等の機会を捉えて適切に指導する。</p> <p>さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄道事業者へ周知する。</p>

3 安全上のトラブル情報の共有・活用	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用する。</p>
4 気象情報等の充実	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局) (静岡地方気象台)	<p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。</p> <p>鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。</p> <p>また、地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じた鉄道事業者等の防災対応について、平常時の火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p> <p>さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。</p>
5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>また、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p> <p>さらに、鉄道事業者に対して、出水期等において、状況に応じて迅速な対応が行えるよう体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。</p>

6 運輸安全マネジメント評価の実施	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。
7 計画運休への取組	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。</p>
第4節 救助・救急活動の充実	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局) (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	<p>鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関との連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p>
第5節 被害者支援の推進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。</p> <p>引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。</p>

第6節 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図る。</p> <p>事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、運輸安全委員会の事故等調査で得られた結果等に基づく勧告又は意見に対し、必要な施策又は措置の実施を行うことにより、鉄道交通の安全に寄与する。</p> <p>また、自然災害の激甚化や自動運転技術の普及等の社会状況の変化に対応し、運輸安全委員会の知見、情報のストックを活用し、運行の安全性向上に貢献する。</p>

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。
(県:道路整備課)	
(県:道路保全課)	
(県:街路整備課)	
(静岡市)	加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。
(浜松市)	<p>また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することができるよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。</p> <p>さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。</p> <p>以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p>また、従前の踏切対策に加え、改札口の追加や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。</p>
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部運輸局)	<p>踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。</p>
(警察:交通規制課)	道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の高輝度化等による視認性の向上を図る。

3 踏切道の統廃合の促進	
事業概要/担当機関(課)	事業内容
(中部運輸局)	踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道の内、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に合わせた統廃合を推進する。
(県:道路整備課)	
(県:街路整備課)	
(静岡市)	
(浜松市)	<p>また、近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良の内、踏切道に歩道が無い又は狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p>
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	
事業概要/担当機関(課)	事業内容
(中部運輸局)	緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。
(中部地方整備局)	
(県:道路整備課)	
(警察:交通指導課)	また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。
(警察:交通規制課)	
(静岡市)	
(浜松市)	<p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。</p> <p>また、ＩＣＴ技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。</p> <p>平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。</p>

第4章 大規模地震に備えての交通の安全

1 臨時情報発表時	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(中部地方整備局) (県:危機政策課) (県:危機対策課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (警察:緊急事態対策課) (静岡市) (浜松市)	必要な体制を構築のうえで情報収集及び広報活動、道路交通情報板やサインカー等による情報提供を行い県民への周知を図る。
(静岡地方気象台)	南海トラフ沿いでの異常な現象の観測や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価し、「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合は、関係機関に迅速かつ確実に伝達する。また、報道機関等を通じて道路利用者に周知する。
2 地震発生時	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 緊急交通路等の確保 (中部地方整備局) (県:危機政策課) (県:危機対策課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (警察:緊急事態対策課) (静岡市) (浜松市)	地震発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握し、関係機関と調整した上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。
(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等 (静岡地方気象台)	地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表するとともに、関係機関に迅速かつ確実に伝達する。また、報道機関等を通じて道路利用者に周知する。
(3) 噴火警報等 (静岡地方気象台)	火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時における火山防災協議会での共同検討による避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう、噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。 これらの情報は、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

(4) 道路交通情報の提供 (中部地方整備局) (県:危機政策課) (県:危機対策課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (警察:緊急事態対策課) (静岡市) (浜松市)	地震発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供を行う。
3 平時における措置	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 緊急通行車両の確認申出の推進 (警察:交通規制課)	災害応急対策に従事する車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両確認申出の推進を図るとともに、変更に伴う届出について周知徹底を図る。
(2) 交通安全施設の整備 (警察:交通規制課)	地震発時における適正な交通管理を行うため、交通流監視用カメラ、交通情報板等の交通情報の収集・提供装置の整備を図る。
(3) 交通総量抑制対策の推進 (警察:交通規制課)	臨時情報発表時や地震発時における車両の使用の自粛についての広報啓発を推進する。
(4) 信号機電源付加装置の整備 (警察:交通規制課)	停電による信号機の滅灯に備え、信号機電源付加装置及び可搬式発動発電機を信号機に接続する災害用電源箱等、必要な資機材の整備・充実を図るとともに、訓練を推進する。
(5) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時及び地震発生時における自動車運転者の執るべき措置の周知徹底 (県:危機政策課) (県:危機対策課) (警察:交通企画課) (警察:緊急事態対策課) (静岡市) (浜松市)	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時には事前避難対象地域内の道路への車両の走行を控えること、地震発生時には、①できる限り安全な方法で車両を道路の左側に停止させ、②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること、③車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動するとともに、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしない等、自動車運転者の執るべき措置について、各種講習会、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

4 その他の交通安全対策	
事業概要/担当機関(課)	事 業 内 容
(1) 既存の道路橋の 耐震補強等 (中部地方整備局) (県:危機政策課) (県:道路整備課) (静岡市) (浜松市)	地震が発生した際の交通路を確保するため、重要路線等にある橋梁に対して、橋脚の補強や落橋防止システムの設置等を引き続き推進する。
(2) 既存の鉄道構造物 の耐震補強整備 (中部運輸局)	南海トラフ地震等に対する安全性を向上させるため、平成23年3月の東日本大震災等、これまでの地震被害の状況を踏まえて、鉄道施設の耐震補強の促進を図る。
(3) 沿道建築物等の 耐震化の促進 (県:建築安全推進課)	地震発生時における緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、当該緊急輸送ルート等の沿道にある建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。